

建設業における社会保険未加入対策の主な動き

- H23.6.23 国土交通省建設産業戦略会議「建設産業の再生と発展のための方策2011」
対策2-1 保険未加入企業の排除
- H24.1.27 中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会
中間取りまとめ
- H24.3.16 社会保険未加入対策の説明会（主催：国土交通省 北海道建設会館 8階C会議室）
① 元請、下請、労働者等の関係団体による推進協議会の設置と保険加入促進計画の策定
② 行政によるチェック・指導やダンピング対策の実施
③ 元請企業による下請企業への指導
④ 発注者・元請・下請を挙げた法定福利費の確保
- H24.4 ④ 現場管理費率算定式の見直し(国土交通省土木工事標準積算基準書)
- H24.5.29 ① 第1回 社会保険未加入対策推進協議会 設立総会(全国 87団体)
保険加入促進計画、申し合わせ
- H24.7.4 ③ 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン
- H24.7.23 ④ 民間発注団への要請通知「法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底
について」
- H24.8.1 ① 社会保険未加入対策推進北海道地方協議会 設立総会(59団体)
- H24.10.24 ② 建設業者の不正行為等に対する監督処分基準の一部改正(11/1施行)
- H24.10.31 第2回 社会保険未加入対策推進協議会(全国)
保険加入促進計画、標準見積書案
- H24.11.1 ② 改正建設業法施行規則施行 許可更新、施工体制台帳、経営事項審査(7/1施行)
- H25.3.29 ④ 公共工事設計労務単価の改定
- H25.4.18 大臣から建設業4団体への要請
設計労務単価の大幅な引き上げを踏まえ、適切な価格での契約、技能労働者への
適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底が行われるよう、建設
業界挙げてのご理解と適切な対応をお願いしたい。
- H25.4.18 ④ 社会保険未加入対策推進協議会WG 標準見積書の活用について
- H25.4.25 日建連「技能労働者の適正な賃金の確保について」決議
- H25.4.26 全建理事会「公共事業の適切な執行に関する緊急決議」
- H25.5.16 ② 低入札調査価格制度における調査基準価格の見直し
- H25.6.4 建専連総会「適正価格で工事を受・発注し、現場で働くすべての就労者が社会保
険に加入するなど安心して働ける環境を整備すること」を決議
- H25.6.21 ④ 新労務単価フォローアップ相談ダイヤル 開設

- H25.7.5 社会保険未加入対策等の推進に関する説明会（主催：国土交通省 札幌第一合同庁舎）
- H25.9.26 第3回 社会保険未加入対策推進協議会（全国）標準見積書一斉活用申し合わせ
- H25.10.15 建設業における社会保険等未加入対策の徹底等について（協力依頼）（平成25年10月15日付け道内主要民間発注者団体あて北海道開発局事業振興部長通知）
- H25.10.23 「太田大臣から建設業団体トップへの直接の要請」フォローアップ会合
- H25.10.30 第2回 社会保険未加入対策推進北海道地方協議会

第3回 社会保険未加入対策推進協議会 議 事 次 第

日 時:平成 25 年 9 月 26 日(木)13:30～15:00

会 場:霞が関ビル 33 階セミナールーム BC

1. 開会

2. 議事

- (1)加入促進計画のフォローアップについて
- (2)標準見積書に関する各団体の取組状況について
- (3)公共建築工事見積標準書式の改定について
- (4)標準見積書に関する今後の取組方針について
- (5)社会保険未加入問題への行政の取組について
- (6)申し合わせ案について
- (7)その他

3. 閉会

【配布資料】

- | | |
|--------|--|
| 資料 1-1 | 社会保険加入促進計画フォローアップアンケート |
| 資料 1-2 | 各団体における加入促進計画に基づく取組状況(概要) |
| 資料 2 | 標準見積書の登録状況及び各団体が登録した標準見積書【取扱注意】 |
| 資料 3-1 | 標準見積書一斉活用開始に向けた各専門工事業団体の取組状況について |
| 資料 3-2 | 労務賃金改善推進等要綱(日本建設業連合会) |
| 資料 3-3 | 法定福利費を内訳明示した見積書の活用マニュアル(日本建設業連合会) |
| 資料 3-4 | 適正な公共事業の執行についての取組みの強化に係る進捗状況
(全国建設業協会) |
| 資料 4 | 公共建築工事見積標準書式の改定について |
| 資料 5 | 標準見積書一斉活用開始後のスケジュール等について |
| 資料 6 | 見積書式の活用状況に関するアンケートの実施について |
| 資料 7 | 建設業における社会保険未加入問題への行政の取り組み(改訂) |
| 資料 8 | 法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による社会保険未加入対策の更なる推進について(案)(申し合わせ) |
| 参考 1 | 社会保険等の加入徹底に向けた周知・広報(リーフレット・ポスター) |
| 参考 2 | みんなが進める一人親方の保険加入(建設企業向け、一人親方向け) |

法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による 社会保険未加入対策の更なる推進について

第3回社会保険未加入対策推進協議会の開催に当たり、過去2回の本協議会における申し合わせを踏まえつつ、法定福利費の内訳明示に係る標準見積書を活用した社会保険未加入対策の更なる推進について、以下のとおり申し合わせます。

一. 法定福利費の内訳明示に係る標準見積書を活用する趣旨

- ・ 社会保険の加入を進めるためには、保険料を払うための法定福利費を確保していくことが必要不可欠であり、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出する取組は、その第一歩として重要です。
- ・ その上で、私たち行政・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者は、この取組は、これで元請企業や下請企業が利益を得るような類のものでは決してなく、就労環境の改善を通じた建設労働者の確保と事業者間の公平で健全な競争環境を構築するために、保険料本人負担分とあわせて、法律上必要な費用を流すだけに過ぎないという認識を改めて共有します。

二. 標準見積書の活用等による法定福利費の確保に向けた関係者の具体的な取組

私たち関係者は、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を下請企業から元請企業に対して提出する取組を本日から一斉に開始するため、関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって、以下の取組を進めます。

- ・ まず、私たち関係者は一体となって、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出する環境づくりにより積極的に取り組めます。

- ・ 元請企業は、社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインに基づく下請企業への指導を一層徹底するとともに、下請企業との契約に当たって、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう働き掛け、提出された見積書を尊重します。
- ・ 下請企業は、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を元請企業に対して提出して算定根拠を適切に説明し、適正な法定福利費が確保されるよう取り組むとともに、自社及び外注先の技能労働者を必要な保険に加入させるよう積極的に取り組みます。
- ・ 国土交通省等は、主な民間発注者団体、地方公共団体等に対し、標準見積書の活用等による法定福利費の確保を含め、社会保険未加入対策の推進に係る取組を実効あるものとするための働き掛けを積極的に展開します。

三. 加入促進計画の着実な実行

- ・ 推進協議会に加入する私たちは、協議会に提出した各団体の加入促進計画について、今回のフォローアップ結果を踏まえつつ、着実に実行するとともに、適時必要な見直しを行います。
- ・ その際には、他の優れた取組も参考にするとともに、取組の輪を団体から会員団体や会員企業、関係する会社に広げ、さらにそのトップから担当者まで理解を深めていきます。

平成25年9月26日

社会保険未加入対策推進協議会

北開局建産第340号
平成25年10月15日

別記（主要民間発注者団体北海道地方組織）宛

国土交通省
北海道開発局事業振興部長

建設業における社会保険等未加入対策の徹底等について（協力依頼）

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素は、北海道開発行政に御協力いただき、誠にありがとうございます。

建設産業においては、技能労働者の社会保険について法定福利費を適正に負担しない企業が存在しており、建設技能労働者の確保や公正な競争環境の確保の観点から、喫緊の課題となっています。

このため、建設産業の関係者を挙げて、建設産業における社会保険の加入の徹底に取り組んでいるところです。

去る9月26日には、建設業団体、労働組合等の建設業関連団体、国土交通省、厚生労働省、学識経験者及び主要な民間発注者の団体が参加する「社会保険未加入対策推進協議会」にて、別紙のとおり、社会保険未加入対策の更なる推進について申し合わせを行うとともに、国土交通省から主要民間発注者団体の方々に、対策の徹底等について通知を行ったところです。

こうした取組を進めるには、建設工事の発注者におかれましても、社会保険料相当額を適切に含んだ額で請負契約を締結するなど、特段の御配慮が必要不可欠です。

つきましては、傘下の会員企業、団体等の方々に、建設産業における社会保険未加入対策の趣旨を御理解いただくとともに、建設企業における法定福利費の確保に向けた取組について、特段の御配慮を賜りますよう、周知徹底していただきますようお願いいたします。

なお、建設産業における社会保険未加入対策については、国土交通省 HP（http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000064.html）にて、最近の取組、周知啓発用のリーフレット等が掲示されていますので、御活用ください。

<連絡先>

北海道開発局事業振興部建設産業課
建設業適正契約専門官 富田直樹
TEL : 011-709-2311（内線 5893）

(一社)北海道建築士会 会長 殿

(一社)北海道建築士事務所協会 会長 殿

(公社)日本建築積算協会 北海道支部長 殿

(公社)日本建築家協会 北海道支部長 殿

(一社)建築設備技術者協会 北海道支部長 殿

北海道電力(株) 代表取締役社長 殿

(社)日本ガス協会 北海道部会長 殿

日本チェーンストア協会 北海道支部長 殿

(一社)北海道ビルヂング協会 会長 殿

(公社)北海道宅地建物取引業協会 会長 殿

(公社)全日本不動産協会 北海道本部長 殿

(一社)マンション管理業協会 北海道支部長 殿

(一社)不動産流通経営協会 北海道支部長 殿

(公社)北海道不動産鑑定士協会 会長 殿

北海道経済連合会 会長 殿

(一社)北海道商工会議所連合会 会頭 殿

(一社)北海道住宅都市開発協会 理事長 殿

国土建労第72号
平成25年9月26日

別記（主要民間発注者団体）宛

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による建設業における
社会保険等未加入対策の徹底等について

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険（以下「社会保険等」という。）について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じています。

このような状況を踏まえ、建設産業の関係者を挙げて社会保険未加入問題に対する総合的な対策を進めているところであり、その趣旨は、「建設業における社会保険加入の徹底について」（平成24年3月26日国土建第342号・国土建整第183号国土交通省土地・建設産業局長通知）等により周知を図ってきたところです。

言うまでもなく、建設業における社会保険等への加入を徹底するためには、技能労働者を雇用している下請企業等が、保険料を払うための法定福利費を確保していくことが必要不可欠です。

このため、今般、建設業団体や労働組合等の建設業関係団体、国土交通省、厚生労働省等の関係行政機関、学識経験者等から構成される社会保険未加入対策推進協議会において、別添「法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による社会保険未加入対策の更なる推進について」のとおり申し合わせを行い、法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等により法定福利費を確保するための取組を一斉に開始することとしたところです。

このような取組を進めるに当たっては、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額で請負契約を締結するなど建設工事の発注者における特段のご配慮が必要不可欠です。

つきましては、傘下の会員企業各位に対し、建設業における社会保険未加入対策の趣旨を十分ご理解いただくとともに、標準見積書の活用など法定福利費の確保に向けた取組について、特段のご配慮を賜りますよう、周知徹底方よろしく願います。

なお、建設業における技能労働者の確保・育成にあたっては、社会保険等への加入徹底と併せて、建設業退職金共済制度の普及促進も重要であることから、本制度についても、傘下の会員企業各位にご周知頂きたく、よろしく願います。

○別記(主要民間発注者団体)

一般社団法人 日本経済団体連合会 会長 殿
日本商工会議所 会頭 殿
公益社団法人 日本建築士会連合会 会長 殿
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会 会長 殿
公益社団法人 日本建築積算協会 会長 殿
公益社団法人 日本建築家協会 会長 殿
一般社団法人 建築設備技術者協会 会長 殿
一般社団法人 日本自動車工業会 会長 殿
一般社団法人 日本電機工業会 会長 殿
石油化学工業協会 会長 殿
石油連盟 会長 殿
電気事業連合会 会長 殿
一般社団法人 日本ガス協会 会長 殿
日本百貨店協会 会長 殿
日本チェーンストア協会 会長 殿
一般社団法人 日本民営鉄道協会 会長 殿
一般社団法人 不動産協会 会長 殿
一般社団法人 日本ビルディング協会連合会 会長 殿
公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 会長 殿
一般社団法人 全国住宅産業協会 会長 殿
公益社団法人 全日本不動産協会 理事長 殿
一般社団法人 マンション管理業協会 代表理事 殿
一般社団法人 不動産流通経営協会 理事長 殿
公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 会長 殿
一般社団法人 不動産証券化協会 会長 殿
社団法人 大阪土地協会 理事長 殿
一般社団法人 中部不動産協会 理事長 殿
一般社団法人 住宅生産団体連合会 会長 殿
社団法人 生命保険協会 会長 殿
一般社団法人 日本損害保険協会 会長 殿

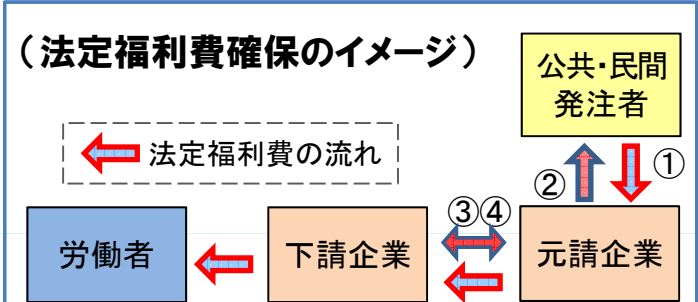
現 状

○ 特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在
 【企業別】 3保険ともに加入している割合 **87%**
 【労働者別】 元請 **79%**、1次 **55%**、2次 **46%**、3次下請以下 **48%**
 <H24.10公共工事労務費調査>

課 題

○ 技能労働者の処遇の低さが若年入職者減少の一因となり、産業の存続に不可欠な**技能の承継が困難**に。
 ○ 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利という**不公正な競争環境**。

総合的対策の推進	推進協議会の設置 (第3回 H25.9実施)		保険加入促進計画の策定		ダンピング対策	
	行政によるチェック・指導		<H24.7~> ○経営事項審査における減点幅の拡大		<H24.11~> ○許可時・経審時に加入状況を確認・指導 ○立入検査時には、加入状況に加え、元請企業の下請企業への指導状況を確認・指導 ○指導に従わず未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に	
	下請企業への指導 (下請指導ガイドライン)			法定福利費の確保 (直轄工事の予定価格への反映、標準見積書の活用)		
	<H24.11~> ○協力会社・施工現場に対する周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導。 ○下請企業の選定時に、加入状況の確認・指導。遅くとも平成29年度以降は、 <u>未加入企業を下請企業に選定しない取扱い</u> とすべき。 ○2次以下についても、確認・指導。 ○新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。遅くとも平成29年度以降は、 <u>加入が確認出来ない作業員の現場入場を認めない取扱い</u> とすべき。等			社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を本年9月末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ) <公共(直轄)発注者> ①現場管理費率式(土木)、複合単価・市場単価等(建築)の見直し(事業主負担分)及び公共工事設計労務単価の改訂(本人負担分)により、必要な法定福利費の額を予定価格に反映。 <元請企業> ②発注者に対し、必要な費用を適正に考慮した金額による見積及び契約締結を行うよう要請。 ③専門工業者に法定福利費が内訳明示された見積書の提出を求めるとともに、提出された場合、これを尊重。 <下請企業(専門工業者)> ④法定福利費が内訳明示された標準見積書(専門工事業団体作成)を活用等して元請企業に見積提出。		



目指す姿

実施後5年(平成29年度以降)を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

これにより、 ○ 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
 ○ 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 を実現

社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を本年9月末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)。

1. 問題意識

- 技能労働者の保険加入を進めるためには、法定福利費の確保が重要。
- これまでの取引慣行では、トン単価や平米単価による見積りが一般的で、法定福利費がどのようになっているのかが下請も元請も把握できていない。
- このため、見積に当たって従来の総額単価だけではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示することで、必要な法定福利費を確保する。

2. 関係者の取組

【発注者】

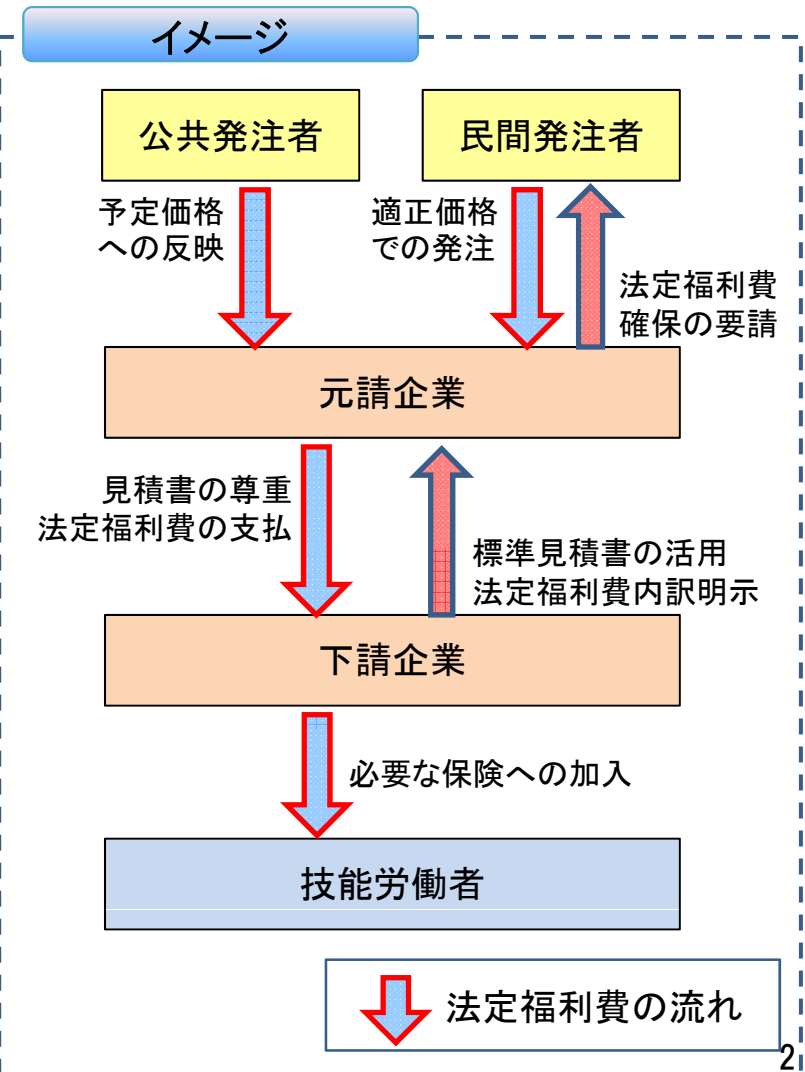
- 直轄工事においては、土木工事の現場管理費率式や建築工事の複合単価・市場単価(事業主負担分)、公共工事設計労務単価(本人負担分)において、労働者全員分の社会保険料を予定価格に反映。
- 国交省や総合工事業団体から、他省庁、地方公共団体、民間発注者等に対し、法定福利費を含む適正価格での発注を要請。

【元請企業】

- 専門工事業者に対し、法定福利費が内訳明示された見積書の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を支払い。

【下請企業】

- 標準見積書(専門工事業団体作成)の活用等により、法定福利費が内訳明示された見積書を元請企業に提出。
- 技能労働者を必要な保険に加入させる。



標準見積書の一斉活用に係る経緯・スケジュール

平成25年5月29日	・第1回推進協議会(各専門工事業団体に対し、標準見積書の作成を依頼)
10月31日	・第2回推進協議会(各専門工事業団体において作成された標準見積書を登録し、その活用について申し合わせ)
平成25年4月1日	・平成25年度公共工事設計労務単価適用(労働者全員分の社会保険料(本人負担分)を予定価格に反映)
平成25年4月18日	・第5回推進協議会WGにおいて、標準見積書の活用に向けた課題と対応(標準見積書のブラッシュアップ、周知・PRの展開、9月頃からの一斉開始等)について申し合わせ ・太田国交大臣から建設業4団体(日建連、全建、全中建、建専連)のトップに対し、適切な賃金水準の確保や社会保険の加入徹底等について要請
7月	・全国10カ所で、建設業団体・業者、地方自治体を対象に「社会保険未加入対策の推進等に関する説明会」を開催 ・日建連「法定福利を内訳明示した見積書の活用マニュアル」策定・公表(H25.7.23) ・全建「適正な公共事業の執行に関する取組強化キャンペーン」の実施を公表(H25.7.26)
8月中旬～9月下旬	・全ての専門工事業団体と個別面談を実施
9月26日	・第3回推進協議会(各専門工事業団体においてブラッシュアップされた標準見積書を登録し、一斉活用開始について申し合わせ)
推進協議会以降	・標準見積書の一斉活用開始
10月1日	・官庁営繕事業において、本来負担すべき法定福利費(事業主負担分)相当額を予定価格に反映(1.5%上昇) ・公共建築工事見積標準書式において、法定福利費事業主負担分の項目を追加・適用
10月中旬目途	・標準見積書の活用状況に関するアンケート(元請企業向け、下請企業向け)を配布・公表 ・各団体に設置された相談窓口等を通して国土交通省にて、随時、現場における意見を集約
11月末	・標準見積書の活用状況に関するアンケート提出〆切、取りまとめ
12月中旬目途	・第7回推進協議会WGの開催(活用状況を踏まえた今後の課題と対応を検討)

法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による社会保険未加入対策の更なる推進について

第3回社会保険未加入対策推進協議会の開催に当たり、過去2回の本協議会における申し合わせを踏まえつつ、法定福利費の内訳明示に係る標準見積書を活用した社会保険未加入対策の更なる推進について、以下のとおり申し合わせます。

一. 法定福利費の内訳明示に係る標準見積書を活用する趣旨

- ・ 社会保険の加入を進めるためには、保険料を払うための法定福利費を確保していくことが必要不可欠であり、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出する取組は、その第一歩として重要です。
- ・ その上で、私たち行政・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者は、この取組は、これで元請企業や下請企業が利益を得るような類のものでは決してなく、就労環境の改善を通じた建設労働者の確保と事業者間の公平で健全な競争環境を構築するために、保険料本人負担分とあわせて、法律上必要な費用を流すだけに過ぎないという認識を改めて共有します。

二. 標準見積書の活用等による法定福利費の確保に向けた関係者の具体的な取組

私たち関係者は、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を下請企業から元請企業に対して提出する取組を本日から一斉に開始するため、関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって、以下の取組を進めます。

- ・ まず、私たち関係者は一体となって、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出する環境づくりにより積極的に取り組みます。
- ・ 元請企業は、社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインに基づく下請企業への指導を一層徹底するとともに、下請企業との契約に当たって、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう働き掛け、提出された見積書を尊重します。
- ・ 下請企業は、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を元請企業に対して提出して算定根拠を適切に説明し、適正な法定福利費が確保されるよう取り組むとともに、自社及び外注先の技能労働者を必要な保険に加入させるよう積極的に取り組みます。
- ・ 国土交通省等は、主な民間発注者団体、地方公共団体等に対し、標準見積書の活用等による法定福利費の確保を含め、社会保険未加入対策の推進に係る取組を実効あるものとするための働き掛けを積極的に展開します。

三. 加入促進計画の着実な実行

(略)

平成25年9月26日

社会保険未加入対策推進協議会

(サンプル)標準見積書の作成例

御見積書(例)

◇◇◇株式会社 殿

住所 ××
○○株式会社

見積金額 L (消費税込)

(内訳)

項目	数量	歩掛	単価	金額
○○○工事	材料費			A
	労務費(法定福利費を除く)			B
	経費			C
	小計			D=A+B+C
法定福利費				
	法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額
	雇用保険料	B	1.050% p	E= B × p
	健康保険料(※1)	B	4.985% q	F= B × q
	介護保険料(※2)	B	0.405% r	G= B × r
	厚生年金保険料 (児童手当拠出金含む)	B	8.710% s	H= B × s
	合計	B	15.150% t	I= B × t
※1 協会けんぽ東京支部 加入の場合				
※2 介護保険加入割合を52.3%(協会けんぽ H23事業年報より)と仮定				
小計				J=D+I
消費税等				K=J × 5%
合計				L=J+K

標準見積書作成手順

[基本的な法定福利費算出方法の場合]

$$= \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

[算出手順例]

1. 労務費総額(B)を各個社・業界の実情に合わせた方法で算出。
2. 算出した労務費総額(B)に対して、法定で定められた保険料率を乗じて各保険の概算保険料を算出(E, F, G, H)。※例は協会けんぽ東京支部の事例。

※介護保険料については、事業主負担相当の保険料率(保険料率の2分の1)に被保険者となる40歳以上64歳以下の割合(52.3%、協会けんぽの場合)を乗じた比率とする

$$\text{介護保険料率の算式} = 1.55\% / 2 \times 52.3\% = 0.405\%(r)$$

3. 各保険の概算保険料を合計し、内訳明示する概算保険料総額を算出(I= E+F+G+Hまたは B × t)
4. 小計額(J)を算出。
5. 消費税(K)を算出。
6. 合計(L)を算出し、見積金額として計上。

賃金水準確保対策 —きめ細かな実態調査の中間的なとりまとめ結果等—

国土交通省 土地・建設産業局

H25.10.23 「適切な賃金水準の確保」
に関する太田大臣からの建設業団体へ
の要請 フォローアップ会合資料（抄）

技能労働者の処遇改善に向けた取組

技能労働者への適切な賃金水準の確保について(平成25年3月29日付け国土入企第36号)

- 平成25年度の公共工事設計労務単価の大幅な引き上げ(前年度比 全国平均約15%, 被災三県約21%)を受け、建設業団体、公共発注者及び主な民間発注者に対し、技能労働者の適切な賃金水準の確保等や社会保険への加入の徹底等を要請

国土交通省と建設業4団体との会合 (4月18日)

出席者

- 【国土交通省側】太田国土交通大臣、鶴保国土交通副大臣、松下国土交通政務官 他
- 【建設業団体側】日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会



大臣発言のポイント

- 設計労務単価の大幅な引き上げを踏まえ、適切な価格での契約、技能労働者への適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等が行われるよう、建設業界挙げてのご理解と適切な対応をお願いしたい。

建設業団体の対応状況(抄)

日本建設業連合会

- 4月25日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 7月18日 下請企業に対して、労務賃金の改善の要請、労務賃金の状況調査の実施などを決定(理事会)
- 7月26日 中村会長が太田大臣に報告

全国建設業協会

- 4月26日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 7月26日 適正な公共事業の執行についての取組の強化等を決定(理事会)

全国中小建設業協会

- 5月29日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 8月12日 更なる周知徹底、市町村の現状把握等を決定(正副会長会議)

建設産業専門団体連合会

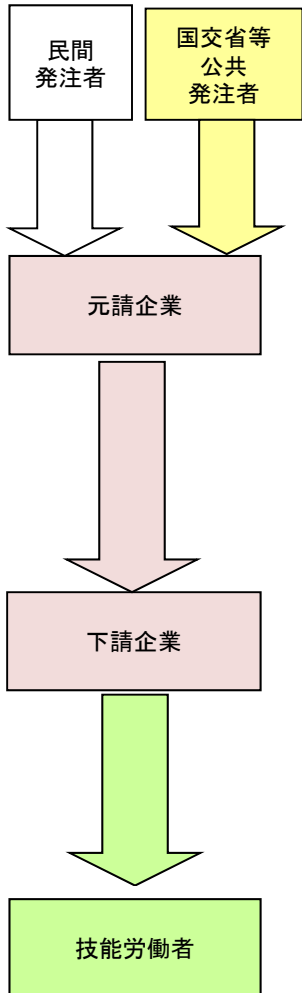
- 6月4日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(通常総会)

「太田国土交通大臣から建設業団体トップへの直接の要請」フォローアップ会合(本日10月23日)

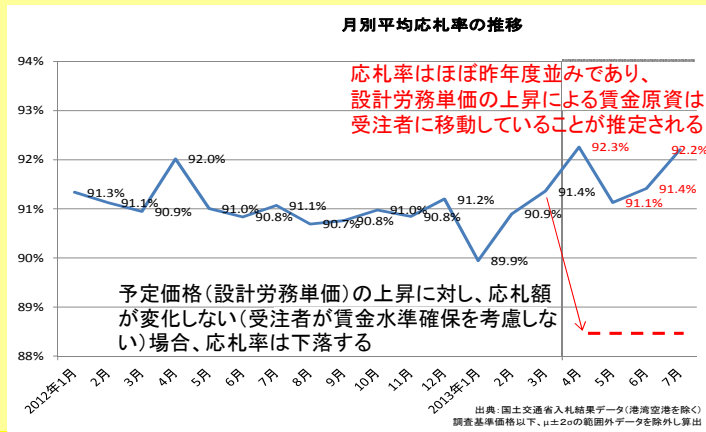
技能労働者の賃金水準確保の現状

—きめ細かな実態調査の中間的とりまとめ結果—

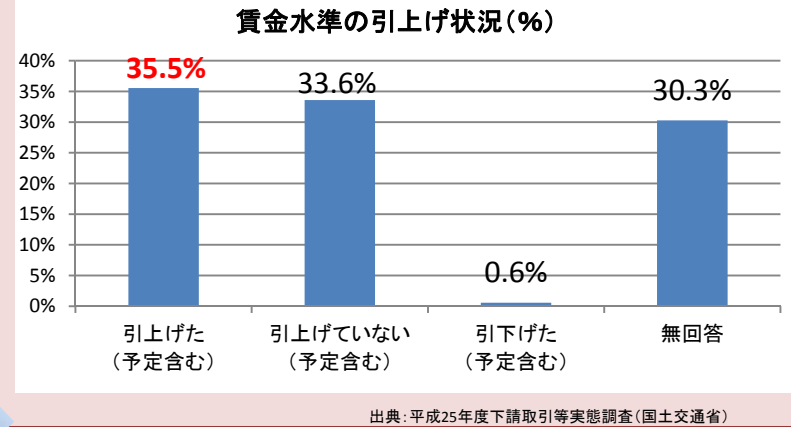
- 発注者→受注者 : 設計労務単価の上昇(前年度比全国平均約15%、被災三県約21%)により、公共発注者から受注者にわたる賃金原資は拡大
- 建設企業 : 賃金水準の引上げは道半ば(1/3強の企業が4月以降何らかの形で賃金水準を引上げ(予定を含む))、今後の拡大に期待
- 技能労働者 : 技能労働者数は横ばいから減少傾向にあり、今後も注視が必要



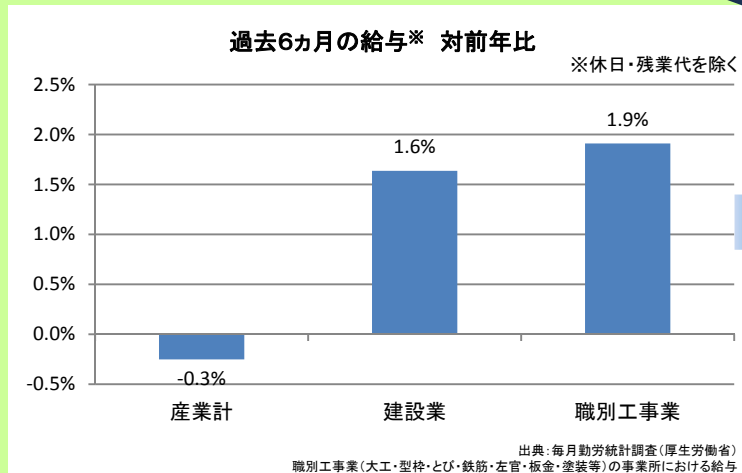
H25設計労務単価の上昇により、受注者にわたる賃金原資は拡大



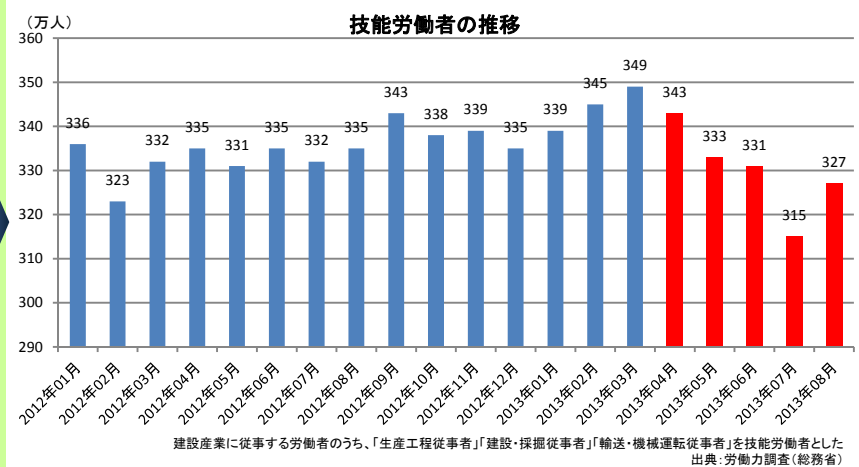
1/3強の建設企業が、4月以降何らかの形で賃上げを実施



全産業と比較し、建設業、とりわけ鉄筋・型枠・とび等の専門工事業の給与が上伸している



一方、技能労働者数は横ばい~減少傾向 建設業の担い手確保は途上



技能労働者の賃金水準確保の課題と今後

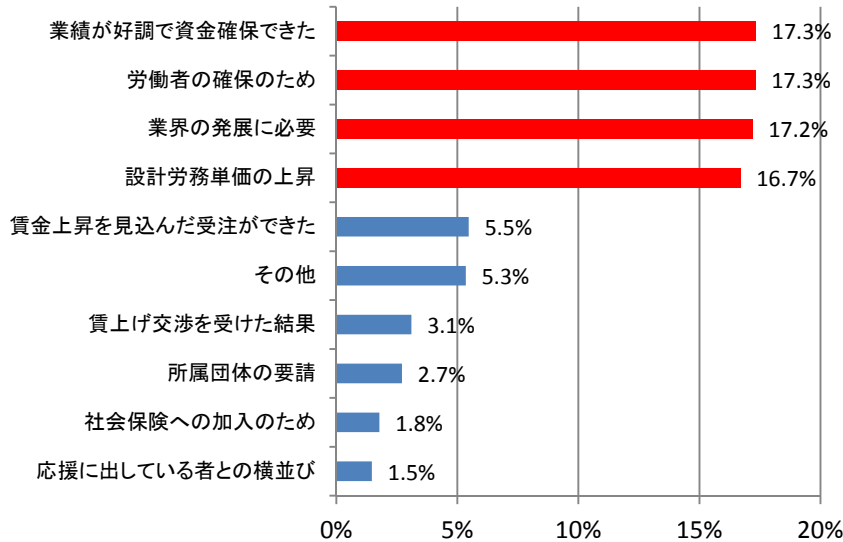
平成25年度下請取引等実態調査(本年6月末までの状況を調査。約1万4千社から回答)における、「技能労働者の賃金水準」に係る調査項目(約1万社から回答)を集計した。

○賃金水準を上げた理由として、人手不足に由来する「労働力確保のため」と並び、「業界の発展に必要」や「設計労務単価の上昇」が挙げられており、これまでの賃金水準の確保の取組が一定程度の成果を上げつつあると考えられる

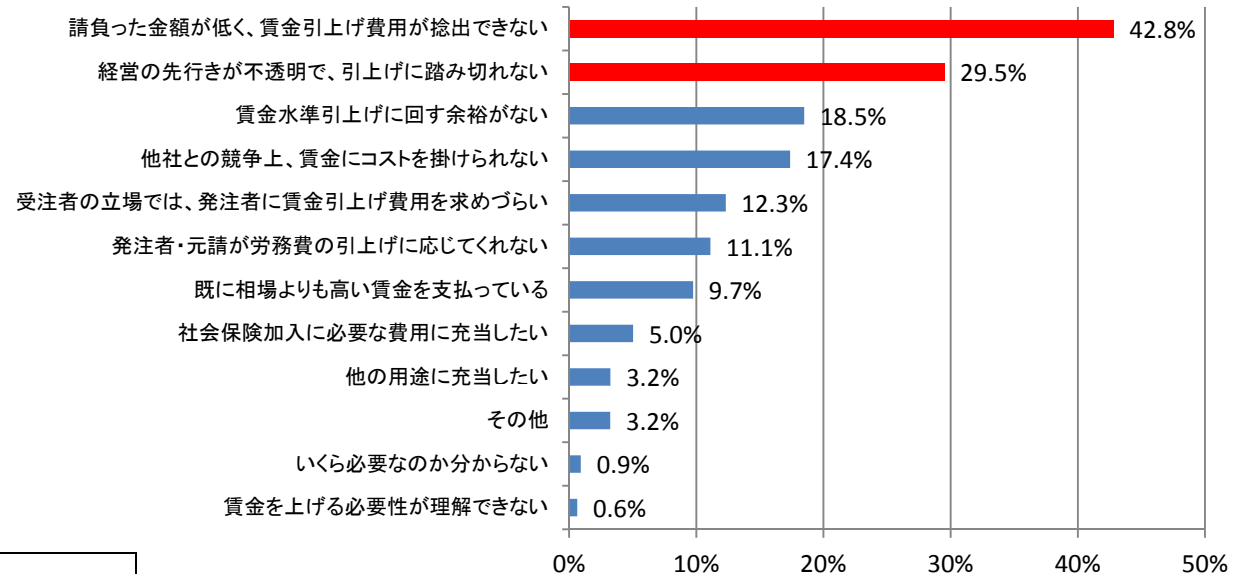
○賃金水準の確保の取組の認知と賃金水準引上げに正の相関があることから、取組の周知徹底を図ることが重要である

○適切な賃金水準確保が可能な請負金額の徹底と、先行きの不透明感の払拭により、賃金水準引上げの障害を取り除く必要がある

賃金水準を上げた理由(複数回答)



賃金水準を上げられない理由(複数回答)



		4月以降技能労働者の給料を上げたか					総計
		給料を上げた	引上げていない	引下げた	無回答		
適切な賃金水準の取組を知っているか	知っている(74.8%)	52.6%	40.1%	0.4%	6.9%	100.0%	
	知らない(11.4%)	35.2%	59.3%	1.4%	4.1%	100.0%	
	その他・無回答(13.8%)	12.9%	17.2%	0.6%	69.3%	100.0%	

賃金水準確保に関する取組を知っている企業の給与引き上げに関する行動

今後の取り組みの方向性

建設産業の担い手確保のため、

○技術労働者の適切な賃金水準の確保のための **取組の更なる周知徹底**

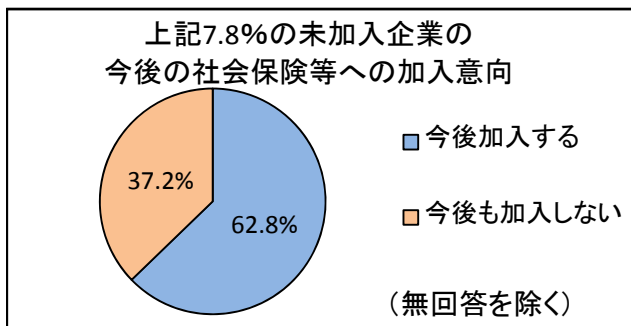
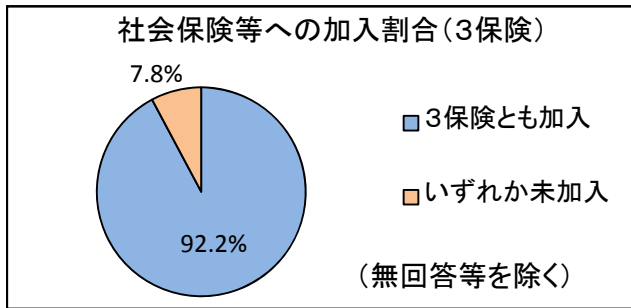
○ **ダンピング対策**の更なる実施

○インフラの整備・維持について、**将来が見通せるよう計画的・安定的に行うことの提示**等の取組が必要。

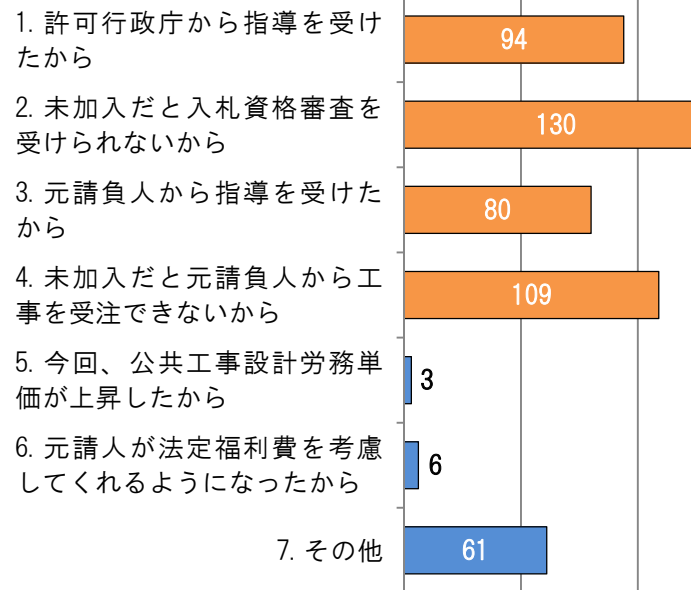
社会保険未加入対策の課題と今後

平成25年度下請取引等実態調査における、「社会保険の加入状況」に係る調査項目(約1万2千社から回答)を集計した。

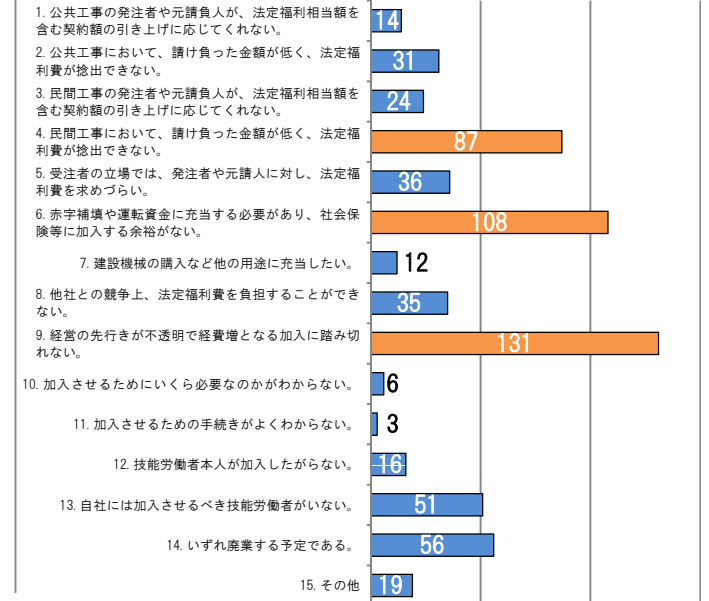
- 3保険(年金保険、健康保険、雇用保険)全てに加入している企業の割合は92.2%。残りの7.8%の未加入企業についても62.8%が今後加入予定としており、**更なる保険加入の進展が期待。**
- 未加入企業が「今後加入する理由」として、許可行政庁や元請企業からの指導が多く挙げられていることから、引き続き、許可行政庁による**建設業許可・更新時、経営事項審査時の加入指導や、元請企業による下請指導ガイドラインに基づく下請指導等の取組の更なる徹底が重要。**
- 未加入企業が「今後加入しない理由」として、請負金額の低さ等により法定福利費が確保できないことが多く挙げられていることから、引き続き、**ダンピング対策や、業界全体での標準見積書の活用推進等の取組を徹底することが重要。**



今後加入する理由



今後も加入しない理由



更なる保険加入の進展

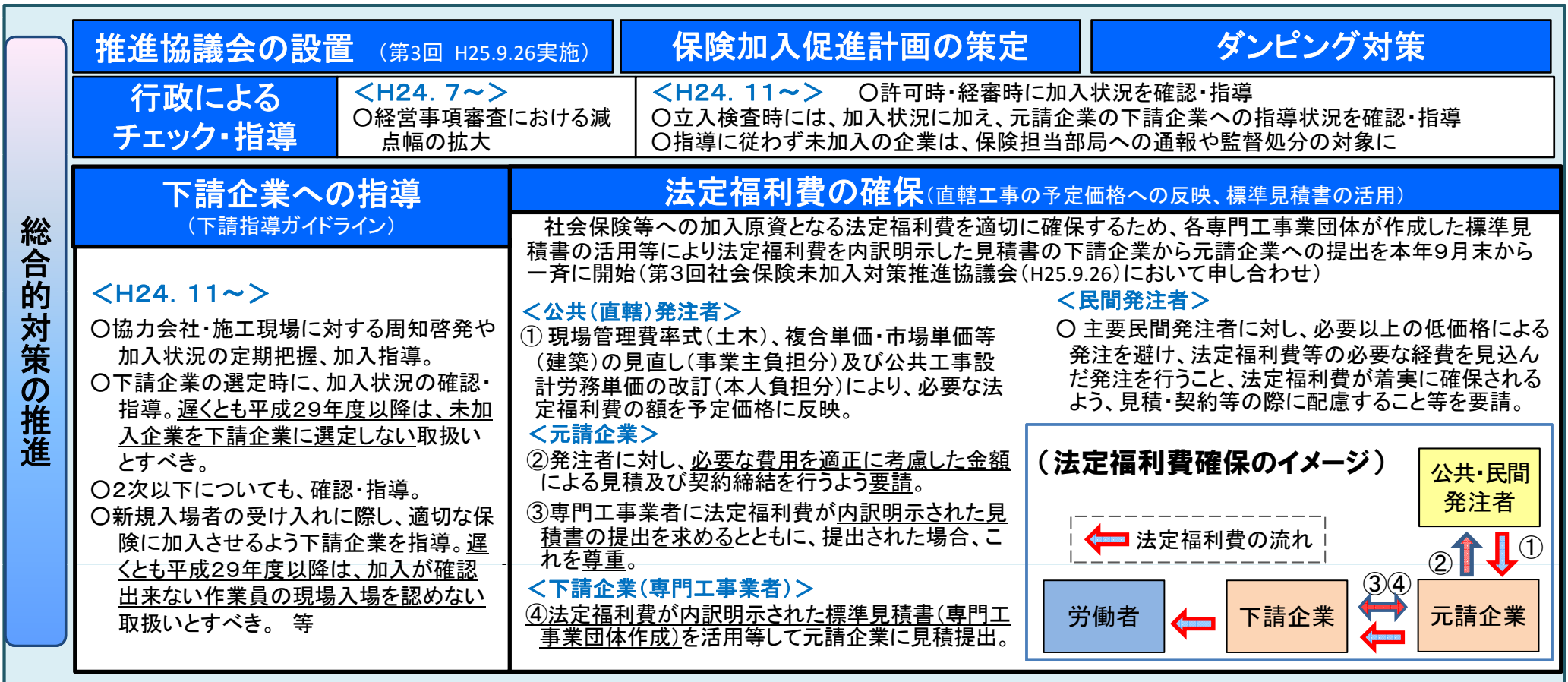
許可行政庁、元請企業による指導徹底

**ダンピング対策
標準見積書の活用促進**

社会保険等未加入対策の全体像

(H25.10時点)

- 建設業では必要な人材を確保し、健全な競争環境を構築するため、平成24年度から、行政も建設業界も挙げて社会保険未加入対策に取り組んでいます。
- 社会保険等未加入は業界の構造的な問題でもあることから、総合的に対策を進めています。
 - ① 元請、下請、労働者等の関係団体による推進協議会の設置と保険加入促進計画の策定
 - ② 行政によるチェック・指導やダンピング対策の実施
 - ③ 元請企業による下請企業への指導
 - ④ 発注者・元請・下請を挙げた法定福利費の確保



標準見積書の一斉活用等に係る経緯と今後の取組

平成24年5月29日	・第1回推進協議会(各専門工事業団体に対し、標準見積書の作成を依頼)
10月31日	・第2回推進協議会(各専門工事業団体において作成された標準見積書を登録し、その活用について申し合わせ)
平成25年4月1日	・平成25年度公共工事設計労務単価適用(労働者全員分の社会保険料(本人負担分)を予定価格に反映)
平成25年4月18日	・太田国土交通大臣から建設業団体(日建連、全建、全中建、建専連)のトップに対し、適切な賃金水準の確保や社会保険の加入徹底等について直接要請
同上	・第4回推進協議会WGにおいて、標準見積書の活用に向けた課題と対応(標準見積書のブラッシュアップ、周知・PRの展開、9月頃からの一斉開始等)について申し合わせ
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・全国10カ所で、建設業団体・業者、地方自治体を対象に「社会保険未加入対策の推進等に関する説明会」を開催 ・日建連「法定福利費を内訳明示した見積書の活用マニュアル」策定・公表(H25.7.23) ・全建「適正な公共事業の執行に関する取組強化キャンペーン」の実施を公表(H25.7.26)
7月中旬～9月上旬	・全ての専門工事業団体と個別面談を実施
9月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回推進協議会(各専門工事業団体においてブラッシュアップされた標準見積書を登録し、一斉活用開始について申し合わせ) ・各省庁、公共法人等、都道府県、政令指定都市、主要民間発注者団体、建設業団体に対し同日付で通知発出
推進協議会以降	・標準見積書の一斉活用開始
10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・官庁営繕事業において、本来負担すべき法定福利費(事業主負担分)相当額を予定価格に反映(1.5%上昇) ・公共建築工事見積標準書式において、法定福利費事業主負担分の項目を追加・適用
10月23日	・「太田国土交通大臣から建設業団体のトップへの直接の要請」フォローアップ会合
10月中目途	<ul style="list-style-type: none"> ・標準見積書の活用状況に関するアンケート(元請企業向け、下請企業向け)を配布・公表 ・各団体に設置された相談窓口等を通して国土交通省にて、随時、現場における意見を集約
11月末	・標準見積書の活用状況に関するアンケート提出〆切、取りまとめ
12月中旬目途	・第7回推進協議会WGの開催(活用状況を踏まえた今後の課題と対応を検討)

新労務単価フォローアップ相談ダイヤルの受付状況(9月末現在) 国土交通省

受付件数

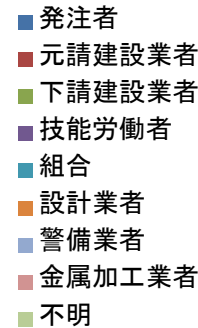
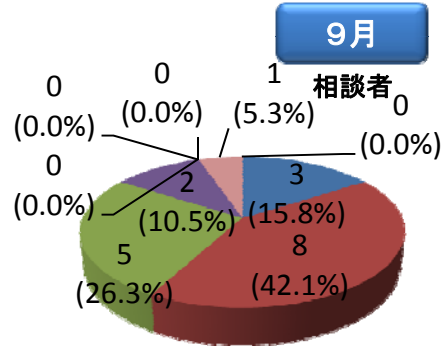
○ 9月末日現在、19件。
(前月までの累計、56件。)

北海道 ブロック	東北 ブロック	関東 ブロック	北陸 ブロック	中部 ブロック	近畿 ブロック	中国 ブロック	四国 ブロック	九州 ブロック	沖縄 ブロック
1 (3)	1(1)	11(24)	0(1)	0(11)	1(8)	0(3)	0 (1)	5(3)	0(1)

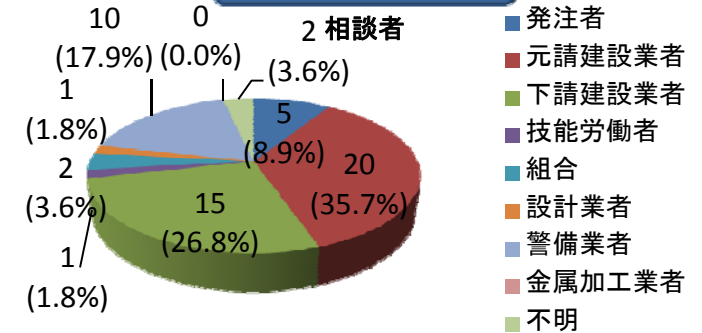
※()は、前月までの累計

相談者の属性

○ 相談者は、元請建設業者が8件と最も多かった。
(前月までの累計は、元請建設業者が20件と最も多かった。)



前月までの累計



9月の相談内容

<主な相談内容>

(発注者)

・民間工事を発注するに当たり、公共工事にならって法定福利費を適正に確保した上で労務費を積算したいので、新労務単価に含まれる法定福利費は総額でいくら計上されているのか内訳を知りたい。

(元請)

・公共発注者が5%の歩切りをしており、ひどい時は15%程だった。歩切りをなくすように指導してもらいたい。そちらの問題の解決が先である。

・元請が下請との契約において新労務単価で契約した場合には、平成25年4月1日以前の契約であっても公共工事の発注者については、契約の見直しに対応してもらいたい。

・東北3県以外のその他の県においても、労務単価の上昇はこれまでにない上昇である。発注者については、積極的に変更協議に応じて頂きたい。

(下請)

・公共工事ばかり労務単価が上がって、民間工事は上がっていない。民間工事も公共工事並みにスピード感を持ってやって頂きたい。

・公共工事設計労務単価を上げたとのことだが、下請まで回ってこない。労務単価を引き上げても実感できない。

発注者に関する相談	6(15)
元請に関する相談	3(5)
下請に関する相談	1(0)
行政に関する意見	3(10)
新労務単価等に関する照会	5(24)
その他	1(2)

※()は、前月までの累計

建設業許可部局による社会保険加入指導状況及び厚生労働省保険担当部局への通報状況(6月末現在)

整備局等 管内	1回目指導 (平成24年11月～平成25年6月まで)							2回目指導 (平成24年11月～平成25年6月まで)						通報 (平成24年11月～平成25年6月まで)	
	申請等 件数	指導 件数	指導率	報告 件数	報告率	加入 件数	加入率	指導 件数	2回目指導/ 1回目指導	報告 件数	報告率	加入 件数	加入率	通報 件数	通報率
	(a)	(b)	(b)/(a)	(c)	(c)/(b)	(d)	(d)/(b)	(e)	(e)/(b)	(f)	(f)/(e)	(g)	(g)/(e)	(h)	(h)/(b)
北海道	3,987	443	(11.1%)	57	(12.9%)	39	(8.8%)	106	(23.9%)	21	(19.8%)	10	(9.4%)	5	(1.1%)
東北	9,083	881	(9.7%)	159	(18.0%)	156	(17.7%)	191	(21.7%)	36	(18.8%)	31	(16.2%)	21	(2.4%)
関東	32,568	6,826	(21.0%)	884	(13.0%)	742	(10.9%)	1,695	(24.8%)	283	(16.7%)	242	(14.3%)	0	(0.0%)
北陸	5,373	308	(5.7%)	61	(19.8%)	55	(17.9%)	83	(26.9%)	10	(12.0%)	10	(12.0%)	0	(0.0%)
中部	12,716	1,610	(12.7%)	194	(12.0%)	174	(10.8%)	320	(19.9%)	62	(19.4%)	45	(14.1%)	133	(8.3%)
近畿	23,805	2,361	(9.9%)	359	(15.2%)	332	(14.1%)	560	(23.7%)	84	(15.0%)	78	(13.9%)	2	(0.1%)
中国	7,819	389	(5.0%)	44	(11.3%)	41	(10.5%)	72	(18.5%)	13	(18.1%)	12	(16.7%)	0	(0.0%)
四国	5,133	236	(4.6%)	78	(33.1%)	63	(26.7%)	34	(14.4%)	15	(44.1%)	14	(41.2%)	0	(0.0%)
九州	17,210	1,019	(5.9%)	200	(19.6%)	196	(19.2%)	241	(23.7%)	34	(14.1%)	39	(16.2%)	17	(1.7%)
沖縄	934	6	(0.6%)	1	(16.7%)	1	(16.7%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
合計	118,628	14,079	(11.9%)	2,037	(14.5%)	1,799	(12.8%)	3,302	(23.5%)	558	(16.9%)	481	(14.6%)	178	(1.3%)

注1) 原則として、1回目指導は、4カ月以内、2回目指導は、2カ月以内の報告を求めている。

注2) 建設業許可部局が行った加入指導に対する加入件数は、上記のとおり、各指導に対し、報告までに原則4カ月（1回目指導）、2カ月（2回目指導）の期間猶予（タイムラグ）があるため、今後、指導に対する加入件数の増加等の変動が見込まれる。

注3) 「通報件数」とは、建設業許可部局が行った、原則2回の社会保険等加入指導に従わなかった建設業者を厚生労働省の保険担当部局に通知した件数。

加速化に向けた新たな取組(案)

引き続き、

- 今後の労務単価にも的確に反映できるような現場技能労働者の賃金水準のきめ細かな実態調査
- 新労務単価フォローアップ相談ダイヤルの活用促進

等を実施するほか、

今後、新たに、

- 新労務単価の対象となっている直轄工事(11月以降の契約工事)の現場において、適切な賃金水準の確保や社会保険への加入徹底を図るため、発注者から元請企業に対して周知ポスターの掲示の要請
【別添ポスター参照】
- 第3回社会保険未加入対策推進協議会申し合わせ(9月26日)に基づく標準見積書の一斉活用状況に関するフォローアップ調査の実施
- 国土交通省HPトップページに新たなバナーを設置し、賃金水準確保・社会保険未加入対策等の取組を広く周知するとともに、建設業4団体のHPと相互リンク化
- 他の公共発注者に対して新労務単価が適用されている工事現場における周知ポスターの掲示を要請するなど、現場レベルでの更なる周知徹底

等を実施する。

この現場は、新労務単価の対象です！

行政と建設業界は今、この新労務単価の引き上げが、現場の職人さんの

- ・適切な賃金水準
- ・社会保険への加入の徹底

に結びつくよう、一丸となって取り組んでいます。



若者にとって魅力ある業界であるために。
真面目に働く職人が報われるために。

新労務単価フォローアップ相談ダイヤル

主に大臣許可業者が関連する、新労務単価の対象となる請負契約にかかる情報その他の関連情報を受け付けています。

TEL.  **0570-004976**

マル マル ヨ ク ナ ロウ

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00

(土日・祝祭日・閉庁日を除く)